

相続セミナー

●参加費:無料●予約制



テーマ

遺産分割の基礎知識

採める前に準備を！争続にならないための基礎知識

講師

(株)カスガイホームズ代表取締役 相続診断士 宅建士

松原 さとし

会場

岐阜商工会議所
1-B会議室

〒500-8833

岐阜市神田町2丁目2

駐車場に限りがございます。公共交通機関もしくは
は近隣コインパーキングもご利用ください。

開催日

4/20 土 定員:10名

時間

開場 13:00 13:30～15:00

お申込方法

TEL:058-201-0505 FAX:058-201-0511

MAIL:info@kasugai-h.com

※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

お申込はこちらからも！



Instagramもご覧下さい



2024年4月1日より

ERA加盟店は、すべて独立自営の会社です。

相続登記が義務化されます!

相続した不動産 移転登記せずに放置していませんか?

2024年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となります。これにより、定められた期間内に所有権の移転登記※手続きを行わないと、**罰則規定**が設けられることとなります。

※移転登記とは?
相続が発生し所有者が変更された場合
や所有者の住所が変更になった際に、
法務局にて正しい情報を登記すること



相続登記の期限

自己のために相続開始があったことを知り、かつ、
不動産の取得したことを知った日から3年以内

施行日より以前に相続となった場合も対象です

⇒施行日から3年以内に登記手続きすることが義務となります。

【期限:2027年3月末まで】

罰則
10万円
以下の過料

こんな方は
ぜひ一度、
当社にご相談
ください!



ジモト
地元シルシルさん

- ▶相続登記の実施方法が知りたい
 - ▶相続登記義務化の内容を詳しく知りたい
 - ▶この機会に相続物件の売却を検討したい
 - ▶相続した物件をリフォームして賃貸で収益化したい
- ◎期限までに相続登記手続きができない、もしもの場合の対処方法もお伝えいたします!

● 個別相談、承ります!お気軽にお尋ねください。セミナー後も可 ●

今後の相続セミナー開催スケジュール

第1回	2024年 4月20日(土)	13:30~15:00	岐阜商工会議所1-B会議室	遺産分割の基礎知識
第2回	2024年 5月16日(木)	10:30~12:00	岐阜商工会議所1-B会議室	今やるべき、遺言を使った相続対策のコツ
第3回	2024年 6月15日(土)	13:30~15:00	岐阜商工会議所1-B会議室	実家を空き家にはしてはならない
第4回	2024年 7月23日(火)	10:30~12:00	岐阜商工会議所1-B会議室	認知症対策の基礎知識
第5回	2024年 9月21日(土)	13:30~15:00	岐阜商工会議所1-B会議室	揉める前に知る相続不動産分割のコツ
第6回	2024年 10月16日(水)	10:30~12:00	岐阜商工会議所1-B会議室	知らなきゃ損する!相続税対策のコツ



ERA LIXIL不動産ショップ
相続サロン



LIXIL不動産ショップ

[主催]

株式会社 カスガイホームズ Kasugai Homes Co.Ltd.

◆宅建免許/岐阜県知事(4)第4521号 岐阜県宅地建物取引業協会

〒500-8882 岐阜市西野町6丁目25-2 カスガイ西野町ビル2F

TEL.058-201-0505 FAX.058-201-0511

HP: <http://www.magocoro.co.jp>

mail: s.matsubara@kasugai-h.com



HPもご覧下さい!



Instagram始めました!

